

とみか

2017.10 平成29年
10月25日発行

No.167

編集：議会広報委員会
発行：岐阜県富加町議会

〒501-3392 岐阜県加茂郡富加町滝田1511
TEL 0574 (54) 2111

町議会だより



9月18日にタウンホールとみかに於いて、長寿を祝う富加町敬老会が開催されました。

CONTENTS

第3回臨時会	2
人事案件（監査委員・議会運営委員会・中学校組合議会）	2
専決処分の承認	2
第4回定例会	2
人事案件（教育委員会・固定資産評価審査委員会）	2
専決処分の承認	2
町条例の制定及び一部改正	2
平成29年度一般会計・特別会計補正予算	3
平成28年度一般会計・特別会計等決算審査意見書	3
「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく 補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書	6
町政Q & A 一般質問 5人が登壇	8
常任委員会合同視察研修報告	16
議会の動き・編集後記	18

富加町議会本会議の様子は、富加町ホームページの中の富加町議会→議会録画映像
でいつでも見ることができます。また、役場1階ロビーのテレビモニターにおいて
本会議のライブ中継を行っております。

平成二十九年第三回臨時会

七月十九日に第三回町議会臨時会が開催されました。

川崎伸泰



(全員賛成・決定)

今臨時会では、人事案件として河合英明議員の逝去に伴い、富加町監査委員・議会運営委員の選任、中学校組合議会議員の補欠選挙。

専決処分

専決処分の承認として介護保険特別会計補正予算(第一号)が上程され審議されました。

▽介護保険特別会計補正予算(第一号)
五十万円を追加し、歳入歳出それぞれ四億四千五百三十四万円とするものです。

人事案件

▽監査委員

議会議員からの選任
梅村登次



(全員賛成・同意)

▽議会運営委員、美濃加茂市・富加町中学校組合議会議員

平成二十九年第四回定例会

九月十二日から二十日までを会期として第四回町議会定例会が開催されました。

渡邊昌宣さん(老梅)



(全員賛成・同意)

今期定例会は、人事案件二件、専決処分一件、町条例の制定一件、一部改正三件、平成二十九年

度富加町一般会計・特別会計補正予算五件、平成二十八年度富加町一般会計・特別会計等歳入歳出

決算認定八件、報告案件二件、意見書一件が上程され審議されました。

歳入の主なものとして
は、国庫支出金の介護給付費負担金を十万円、支払基金交付金の介護給付費交付金を十四万円増額するものです。

歳出の主なものとして
は、高額医療合算介護サービス費を五十万円増額するものです。

人事案件

▽富加町教育委員会の委員の任命につき同意を

求めることについて

任期満了に伴う富加町教育委員会の委員に、渡

邊昌宣さんを任命することに同意しました。



▽富加町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

任期満了に伴う固定資産評価審査委員会の委員に、直井 均さんを選任することに同意しました。

直井 均さん(下羽生)

(全員賛成・同意)



専決処分

▽平成二十九年一般会計補正予算(第二号)

五百八十万円を追加し、

歳入歳出それぞれ二十七億千三百三十三千円とするものです。

歳入の主なものとして
は、公共土木施設災害復旧事業債を二百七十万円増額するものです。

歳出の主なものとして
は、道路橋りょう災害復旧費を四百八十万円増額するものです。

(全員賛成・承認)

条例の制定

▽富加町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定

小規模企業振興基本法及び県条例における市町村の役割の明記等を受け町における中小企業等の振興に対する基本理念等を定めました。

(全員賛成・可決)

条例の一部改正

▽富加町企業振興条例の一部改正

企業誘致の更なる促進を図るため、奨励の内容

について見直し、拡充しました。併せて、内容の重複する「富加町滝田工業団地誘致条例」並びに法適用できないこととなった「農村地域工業等導入促進法に係る富加町固定資産税の特例に関する条例」は廃止しました。

(全員賛成・可決)

▽富加町附属機関設置条例及び富加町非常勤の特別職職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

富加町予防接種健康被害調査委員会の設置及び委員報酬金額(日額:五千五百円)を追加しました。

(全員賛成・可決)

▽富加町使用料徴収条例の一部改正

いきいきトレーニングプラザが活用されていない夜間や休日を中心とする中高年向けの筋力トレーニング施設として有料開放するため、その使用料(百円/回)を定めました。

(全員賛成・可決)

補正予算

▽一般会計補正予算(第三号)

五千八十七万三千円を追加し、歳入歳出それぞれ二十七億六千二百二十万四千円とするものです。

歳入の主なものとして
は、地方交付税を千二十七万七千円、公共土木施設災害復旧事業債を五十万五千円増額するものです。

歳出の主なものとして
は、町有地整備工事に五百四十万円、小児インフルエンザ予防接種補助金に百二十八万四千円、災害復旧費に千二百五十一万七千円増額するものです。

▽国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

六百五十二万七千円を追加し、歳入歳出それぞれ七億七千九百八十二万七千円とするものです。

歳入の主なものとして
は、国民健康保険制度関

係準備事業費補助金に九十三万七千円増額するものです。

歳出の主なものとして
は、療養給付費負担金返還金等に六百五十二万七千円増額するものです。

▽後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)

二十七万円を追加し、歳入歳出それぞれ五千九百九十七万円とするものです。

歳入の主なものとして
は、過年度分保健事業精算金に二十七万円増額するものです。

歳出の主なものとして
は、一般会計繰入金に二十七万円増額するものです。

▽介護保険特別会計補正予算(第二号)

七百十二万三千円を追加し、歳入歳出それぞれ四億五千二百四十六万三千円とするものです。

歳入の主なものとして

は、国庫・県負担金の介護給付費負担金に四百四十一万二千円、国庫補助金の調整交付金等に二百万三千円増額するものです。

歳出の主なものとして
は、介護予防・生活支援サービス事業費三百八十四万九千円増額するものです。

▽特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第一号)

二百一十六万六千円を追加し、歳入歳出それぞれ二億八百三十一万六千円とするものです。

歳入の主なものとして
は、一般会計繰入金に二百一十六万九千円増額するものです。

歳出の主なものとして
は、下水道施設費や維持管理費に二百一十六万六千円増額するものです。

富加町監査委員

渡邊 哲宏
梅村 登次

地方自治法第二百三十三條第二項の規定により
審査に付された、平成十八年度富加町一般会計特別会計決算書及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査、財産に関する調査並びに各関係諸帳簿、証書類につき審査をしたので、次のとおり意見書を提出します。

平成二十八年年度 決算審査意見書

富加町監査委員

渡邊 哲宏
梅村 登次

かつ例月出納検査、定期監査の結果を参考にし、併せて各課に事業執行状況等を聴取して審査を行った。

一、審査の対象

一般会計歳入歳出決算書
特別会計歳入歳出決算書

二、審査の方法
審査に当たっては、町長より提出された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調査等について計数の正確性、財政運営の健全性及び予算執行の経済性について主眼を置き、

三、審査の結果(決算計数について)
一般会計、特別会計を通じて決算は証書類も整理され、会計経理は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他証書類を符合した結果、正確であると認められた。

四、審査の結果(財政状況等について)

【総括】
足元の日本経済は、景気の緩やかな回復に伴い景況感が高いものの、相次ぐ経済対策の効果は限定的な状況にある。金融緩和や消費税増税の先送

りで景気を支えたにもかかわらず物価上昇の勢いは鈍く、日銀頼りは行き詰まっている感がある。
新内閣が始動したが、財政再建や人手不足などの構造問題でも成果が問われる。消費支出は依然低迷しており、非正規雇用の増加や、少子高齢化の進展による社会保障(年金・医療・福祉)に対する将来への不安が主因とされるが、働き方改革の具体化、地方創生、社会保障の立て直しなど、暮らしを支える改革が急務となっている。

なお、平成二十六年年度の社会保障給付費は、介護報酬のマイナス改定があったものの過去最高の百十四兆円超え(国民一人当たり約九十万円)となり、今後も高齢化や医療技術の高度化で増加が見込まれている。
平成二十八年度における一般会計及び特別会計

の歳入決算総額は四十四億七千万六千八百八十三円、歳出決算総額は四十一億九千三百四十七万七千三百七十七円となっており、歳入歳出差引残高は二億九千七百七十五万八千八百七十六円である。

【一般会計】

町財政を分析すると、経常収支比率においては経常経費の増加により八十四・三％（前年度八十二・一％）と二・二ポイント増加した。また、公債費については、実質公債比率が十・六％（前年度十一・二％）と〇・六ポイント減少した。これは、前年対比で公債費及び公債費に準ずる経費に係る金額が減少したためである。また、財政力を判断する財政力指数は〇・四五と横這いであった。

（歳入）

今後、財政規律問題等から景気の先行きが不透明なことを考えると、更なる行政改革を推進し、町債の新規発行を極力抑制し、健全な行財政運営に努められたい。

（表①）～（表④）

平成二十八年度一般会計決算は、歳入総額二十八億三千四百五十五万九千三百九十八円（前年度比△二・六％）歳出総額は二十六億七千七百八十八万四千四百六十四円（前年度比△四・一％）となり、繰越明許費繰越額六百五十万五千円を差し引いた実質収支額は、二億八千九百九十九万三千四百四十六円となった。

度比+四・六％）であり、予算現額を四千九百二十一万七千七百二十二円上回った。歳入に対する構成比は、二十七・七％となっている。

（歳出）

町税の収入未済額は、現年課税分六百三十九万四千九百五十九円、滞納繰越分二千六百五十三万四千二百九十七円、総額三千二百九十二万九千二百五十六円となり、前年度と比較して二百二十七万四千六百六十五円減少、収納率は九十五・八％（前年度は九十五・二％）と〇・六ポイント向上した。特に現年課税分の収納率は九十九・二％と高水準であり、関係者の努力を評価する。厳しい徴税環境と察するが、今後も未納額の減少に努めていただきたい。（表⑤）～（表⑧）

決算意見書に関わる表

表一③ 前年度比較

歳入 (単位：円)			
区分	平成28年度	平成27年度	比較増減
決算総額	4,407,106,183	4,410,628,985	△3,522,802
一般会計決算額	2,834,559,398	2,909,163,377	△74,603,979
特別会計決算額	1,572,546,785	1,501,519,608	71,027,177

歳出 (単位：円)			
区分	平成28年度	平成27年度	比較増減
決算総額	4,109,347,307	4,191,737,093	△82,389,786
一般会計決算額	2,617,188,464	2,730,491,753	△113,303,289
特別会計決算額	1,492,158,843	1,461,245,340	30,913,503

表一④

年度	24	25	26	27	28
実質収支比率(%)	7.8	9.3	9.4	8.9	11.0
経常収支比率(%)	85.3	87.4	86.4	82.1	84.3
実質公債費比率(%)	11.7	11.8	11.7	11.2	10.6
財政力指数	0.43	0.44	0.45	0.45	0.45

表一① (単位：円)

区分	歳入	歳出	歳入歳出差引額
決算総額	4,407,106,183	4,109,347,307	297,758,876
一般会計決算額	2,834,559,398	2,617,188,464	217,370,934
特別会計決算額	1,572,546,785	1,492,158,843	80,387,942

表一② 特別会計の内訳 (単位：円)

区分	歳入	歳出	歳入歳出差引額
国民健康保険	764,868,097	719,605,734	45,262,363
後期高齢者医療	56,634,848	55,709,648	925,200
介護保険	405,277,988	379,866,362	25,411,626
特定環境保全 公共下水道事業	229,900,843	222,178,866	7,721,977
農業集落排水事業	115,865,009	114,798,233	1,066,776



の執行状況を確認したが、それぞれの経常的な事務処理が滞りなく執行されていた。

歳出予算現額に対する不用額は、全体で一億六千三百七十三万六千五百三十六円となっている。これは、費用対効果を精査及び吟味した結果として、主に総務費五千八百九万四千五百五十二円、民生費三千三百九十一万四千六百円、教育費二千九十七万六千九百六十五円、土木費千九百八十八万六千九百九十三円の不用額となった。今後も厳しい環境下、限られた予算の中で「最小の費用で最大の効果」の基本を確実に実行されたい。

【特別会計】

(国民健康保険特別会計)

本会計の歳出決算規模は七億千九百六十万五千七百三十四円(前年度比△一・二%)で、実質収支額は四千五百二十六万二千三百六十三円(前年度は千九百八十七万八

百八十七円)であった。一方、国民健康保険税については、収納率は八十五・四%(前年度は八十五・二%)で〇・二ポイント改善した。百五万

千四百八十円の未納欠損後の滞納繰越分は、二千五百三十八万四千四百六十七円となり前年度と比べ百九十一万二千五百六十七円減少している。現年未納額は三百九十五万三千四百円であり前年度と比べ百二十二万七千九百五十六円の減額となっている。本会計の主要な財源確保のために、国民健康保険制度の啓発と更なる保険税の徴収に努められたい。

(後期高齢者医療特別会計)

歳出決算規模は五千五百七十七万九千六百四十八円(前年度比+六・七%)で、実質収支額は九十二万五千二百円(前年度は八十三万九千六百円)であった。一方、後期高齢者医療保険料については、収納

率は、九十九・八%(前年度は九十九・九九%)であり、今後も制度の啓発を図るとともに、百%収納に努められたい。

(介護保険特別会計)

本会計の歳出決算規模は三億七千九百八十六万六千三百六十二円(前年度比+五・六%)と二千二十八万八千五百四十三円増加した。介護サービスの利用件数は前年度より二百六十五件、二千六百五十四万三千二百四十四円増加し(前年度は+三百三十三件、+百四十一万八千七百二十二円)、介護予防サービスにおいては前年度より件数は二百二件減少、金額は二百五十八万四千五百四十三円減少している(前年度は+八十五件、△九十一万九千九百四十二円)。また、介護給付費合計は、三億四千三十一万七千八百八十一円であり、三千九十万三千五百五十五円、十・〇%増加している(前年度は△百三十三万九千八百七十

表一⑤

(単位：円)

区分	予算現額A	調定額B	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合 (%)	
						A	B
平成28年度	2,810,935,000	2,870,987,639	2,834,559,398	1,689,160	34,739,081	100.8	98.7
平成27年度	2,910,780,000	2,972,548,113	2,909,163,377	2,358,815	61,025,921	99.9	97.9
増 減	△99,845,000	△101,560,474	△74,603,979	△669,655	△26,286,840	-	-
前年度比 (%)	△3.4	△3.4	△2.6	△28.4	△43.1	-	-

表一⑦

年 度	24	25	26	27	28
地方交付税額 (単位：千円)	948,979	915,159	888,611	950,111	948,178
対前年度比 (%)	△2.5	△3.6	△2.9	6.9	△0.2

表一⑥

年 度	24	25	26	27	28
町税収納額 (単位：千円)	750,697	756,581	775,349	750,728	785,380
歳入に対する 構成比 (%)	26.9	28.1	27.8	25.8	27.7

表一⑧

(単位：%)

年 度	24	25	26	27	28
自主財源比率	42.9	45.2	43.6	40.0	43.7
依存財源比率	57.1	54.8	56.4	60.0	56.3



九円、△〇・四％）。
被保険者数は前年度より三十五人増加し合計千六百六十四人、要介護認定者数は十七人増加し、合計二百四十七人となっている。

（農業集落排水事業特別会計）

本事業については全て事業が完了しており、維持管理費及び公債費が主な支出となっている。

介護保険料の収納率は九十八・四％（前年度九十八・一％）であった。今後も制度の啓発を図るとともに、収納率の改善に努められたい。

（特定環境保全公共下水道事業特別会計）

本会計の歳出決算規模は、二億二千二百七十七万八千八百六十六円（前年度比＋七・四％）となった。本事業による水冲洗化率は、九十五・二％（前年度比〇・七ポイント増）となっており、今後に於いても水冲洗化率の向上に努められたい。

使用料の収納率は九十九・〇％（前年度九十九・三％）、収入未済額五十九万八千二百七十七円（前年度三十八万七千六百九十二円）となった。

今後とも収納率の改善に努められたい。

各地区の水冲洗化率は、大山・井高地区九十八・八％、夕田地区百％、加治田地区九十八・五％、大平賀地区九十五・三％で、全体では九十七・一％（前年度九十七・一％）となっている。

また、使用料の収納率は九十七・〇％（前年度九十七・三％）、収入未済額は百一万七千八百十二円で前年度より十万五千六百四十三円増加しており（不納欠損額〇円）、収納率の改善に努められたい。

【基金運用状況】

年度末現在の基金保管状況は、表⑨のとおりである。
年度中の財政調整基金

については、四百七十七万二千二百五十八円の増加（前期は六千三百二十二万六千二百九十九円の減少）となった。

また、介護給付費準備基金については、千二百二十六万九千円の増加となった。基金全体では、総額十三億六千九百八十二万九千七百五十円となり対前年度千六百四十三万六千七百一十一円増加した。

財政調整基金については、後年の財政運営のために適切な資金の確保に努められたい。

一方、その他の基金については、今後とも目的に沿った活用と安全な運用管理をされたい。

【公債費の状況】

年度末現在の公債費の状況は、表⑩のとおりである。

公債費については、新規発行額が一億二千三百八十万円、償還額が二億四千五百五十万七千四百五十五円となり、前年度より一

億千七百七十七万七千四百五十五円の減額となっていることを確認した。

▽「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書
総務産業建設常任委員会委員長長川崎伸泰議員から意見書が提出されました。
（全員賛成・可決）
意見書の内容は、次のとおりです。

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書

道路は、交流人口・物流を増大させ、地域経済の成長をもたらすストック効果が期待される社会資本であり、災害時の緊急輸送、救援活動や復興等、住民の命を守るライフラインとしても必要不可欠な社会基盤である。本町においても、幹線道路の新設や改築をはじめ、橋梁や舗装など道路ストックの老朽化対策、通学路の交通安全対策等様々な道路事業の課題に直面するなか、安全安心で円滑な交通を確保する道路整備は急務であり、財政厳しい状況のなか、道路整備のための持続的かつ安定的な財源の確保は極めて重要である。

現在、道路事業においては「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、交付金事業等の補助率等の嵩上げが平成29年度までの時限措置となっており、道路財特法による嵩上げ措置の廃止は、交付金事業を活用する地方において財政負担をもたらす、道路整備事業に遅滞を招くことになる。

よって、国においては地方が必要とする道路整備が計画的に進むよう、道路関係予算の総額を安定的・持続的に確保するとともに、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月20日

岐阜県加茂郡富加町議会議長 佐曾利 敏

- 衆議院議長 様
- 参議院議長 様
- 内閣総理大臣 様
- 財務大臣 様
- 総務大臣 様
- 国土交通大臣 様

平成二十八年度可茂広域行政事務組合 一般会計決算審査意見書

可茂広域行政事務組合は、組合の保有する可茂ふるさと基金、財政調整基金及び歳計現金を構成団体の議会議決を経て定めました協議に基づく精算処理を行い、平成二十

平成二十八年度 富加町水道事業会計決算審査意見書

富加町監査委員

渡邊 哲宏
河合 英明

水道事業においては、安全な水を安定的に供給することが重要な使命であり、特に震災等の非常時における、ライフラインの一層の強化を図る必要性に迫られている。

平成二十八年度においても、前年度同様に水道事業基本計画に基づき、国の補助事業等による事業を実施された。今後も耐震管を用いた老朽管の更新工事を計画に沿って着実に整備されたい。

有収率は当局が漏水調査など積極的に漏水防止に取り組まれた結果であり、昨年より一・六ポイント上昇した。

依然として漏水と疑われる有収率ではあるが、引き続き有収率の向上に努められたい。(表⑪)

滞納状況については、表⑫のとおり滞納者数、滞納額ともに増加傾向にあるため、今後も法的措置を含んだ厳正な処置を執るなどして滞納の減少に努められたい。

公債費の状況

表一⑩ (単位：千円)

区 分	3月末現在高	前年度比
1 公共事業等債	48,569	△6,784
2 公営住宅建設事業債	405,372	△33,800
3 (旧) 緊急防災・減災事業債	67,250	△11,053
4 全国防災事業債	40,000	±0
5 学校教育施設等整備事業債	10,670	△1,435
6 社会福祉施設整備事業債	34,499	△4,361
7 一般補助施設整備等事業債	129,995	△17,892
8 一般単独事業債	185,744	△15,631
9 財源対策債	2,805	△2,890
10 減税補てん債	28,826	△6,028
11 臨時財政対策債	1,396,172	△23,387
12 その他	19,882	5,560
計	2,369,784	△117,701

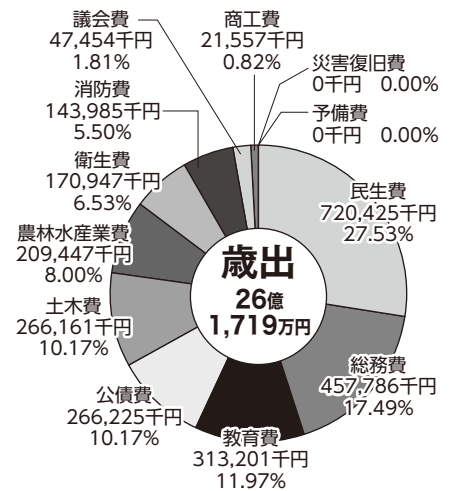
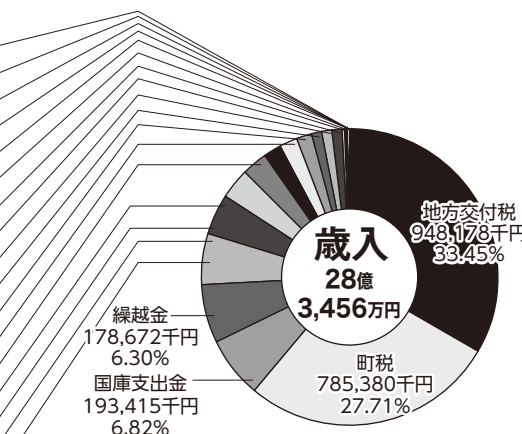
基金運用状況

表一⑨ (単位：千円)

区 分	3月末現在高	前年度比
1 財政調整基金	1,047,939	4,071
2 減債基金	65,758	78
3 地域福祉基金	85,000	±0
4 高齢者福祉対策基金	21,246	±0
5 生活環境整備基金	10,000	±0
6 ふるさと農村活性化対策基金	7,000	±0
7 教育施設整備基金	24	1
8 国民健康保険事業財政調整基金	67	13
9 介護給付費準備基金	132,796	12,269
計	1,369,830	16,423

平成28年度 一般会計決算認定

交通安全対策特別交付金	485千円	0.02%
利子割交付金	876千円	0.03%
株式等譲渡所得割交付金	1,139千円	0.04%
配当割交付金	2,237千円	0.08%
地方特例交付金	4,441千円	0.16%
繰入金	5,807千円	0.20%
自動車取得税交付金	7,199千円	0.25%
ゴルフ場利用税交付金	27,816千円	0.98%
地方譲与税	31,443千円	1.11%
寄付金	36,433千円	1.29%
分担金及び負担金	43,133千円	1.52%
諸収入	52,954千円	1.87%
使用料手数料	55,526千円	1.96%
財産収入	80,906千円	2.85%
地方消費税交付金	93,722千円	3.31%
町債	123,800千円	4.37%
県支出金	160,997千円	5.68%



平成28年度水道事業会計決算表

(単位：円)

区 分	収 入	支 出	損益収支
3条 (収益的)	137,747,788	121,187,423	16,560,365
4条 (資本的)	47,496,040	87,915,761	△ 40,419,721

資本的収入が資本的支出に対して不足する40,419,721円は、過年度損益勘定留保資金で補填されています。

水道決算意見書に関わる表

表一① 年間有収率 (%)

年 度	24	25	26	27	28
有収率	92.54	92.44	91.46	89.13	90.73

表一② 滞納明細 (万円)

年 度	24	25	26	27	28
滞納者数	14	19	22	32	39
金 額	49	60	63	80	125

平成28年度 一般会計・特別会計等歳入歳出決算認定審議結果

議 案	議決の結果	表 決
一般会計歳入歳出決算認定	認 定	全員賛成
国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	認 定	全員賛成
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	認 定	全員賛成
介護保険特別会計歳入歳出決算認定	認 定	全員賛成
特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定	認 定	全員賛成
農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定	認 定	全員賛成
水道事業会計歳入歳出決算認定	認 定	全員賛成
可茂広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定	認 定	全員賛成



「一般質問は、定例会において行われ、その内容は行財政全般にわたります。

第四回定例会の一般質問は、九月二十日に五名の議員から十一件の質問が行われました。その質問の要旨と答弁は次の通りです。(なお、再質問及び再質問に係る答弁は掲載しておりません。全容は富加町ホームページの中の富加町議会↓議会録画映像をご覧ください。)

一般質問 町政 Q&A

ここが聞きたい

議員は質問の要旨を事前に議長に通告し、議長の許可を得て質問をします。なお、質問の回数は、再質問を含め三回までとなっています。そのため、議長が質問を制限する場合もあります。」

Q 空き家対策の実施計画について

【木村 康夫議員】



空き家は二〇三三年には二千五百五十万戸(空き家率三十%)が予測されています。政府は、平成二十七年には空き家対策特別措置法を施行、平成二十九年八月には空き家取引に対し所有者、仲介者に助成金制度を設ける方針を固めたと報道されています。これは空き家が現実的な社会問題と認

識され解決のため実行の時期に来たと言えます。当町では、昨年度空き家調査で百二十戸が確認され、今年度は実施計画策定となっています。現状では、空き家バンク実施が当面の目標と考えるが、空き家問題は空き家バンクで簡単に取引できるような優良物件はそれほど問題ではないと思える、真に問題なのは、築四十年を超える廃屋、放置家屋など取引が難しい物件でしょう。市街地域スポンジ化対処、官民連携など斬新有効な実施案の期待を含めどのような空き家対策事業を行われるのかをお聞きしたい。

A

【足立建設課長】

近年人口減少や高齢化などが背景となり全国的に空き家が増加しており、今後も拡大が予測されます。空き家は本来、所有者の自己責任において管理・解決していくのが大

前提ではありませんが、経済的負担や遠方に居住などの理由から所有者一任だけではなかなか解決につながりません。そうした中、平成二十七年度には空き家対策特別措置法が施行され、国の空き家対策の基本方針が示され、本町においては空き家対策の取り組みとして、平成二十八年度から空き家の調査を開始し、今年度においては空家等対策協議会を設置し、空家等対策計画の策定を行います。

計画内容につきましては空家特措法に従い、基本方針、計画期間、調査関連事項、空き家の適切管理促進、活用促進、特定空き家等対処、相談体制及び実施体制などを定めることとなります。

協議会は町長の諮問機関として、法務・不動産・建築の学識経験者、富加町議会議員及び警察など関係行政機関の職員合わせて計八人の委員で構成され、計画案について意見をいただくこととなります。今年度のスケジュールとして、第一回目の会議を九月下旬に予定し、年度内には、計画を完成させたいと存じます。

また、空き家バンクと合わせて、町内への移住・定住者を対象に空き家貸与やリフォーム・除去費に対する補助制度創設の可能性の検討も考えられます。バンク及び補助制度に関しては、官民

連携の取り組みや財政面など、十分な議論が必要であると存じます。空き家対策計画の性質や空き家物件の現状からすると、議員が期待されますような斬新なアイデアは、現段階では想定できませんが、近隣をはじめ他市町村の取り組みを参考にしながら、今後の作業の中で十分留意して参りたいと存じます。

いずれにしましても、空き家の不安解消と良好な生活環境保全を目的に、空き家解消に向けた総合的かつ計画的な取り組みを計画として策定し、確実に継続して行うことは、富加町の安心安全なまちづくりや定住施策の一環として欠くことの出来ないものと認識し、しっかりと推進して参りたいと存じます。



Q 町民まつり文化部門の活性化について

【木村 康夫議員】

芸術・創作活動（文化活動）は個人の「心の豊かさ・生きがい」をもたらし、町の個性・差別化を可能とし、情報発信を促す。地方創生の基盤になると考える。町民まつり文化部門の活性化は町内の文化活動の成果評価として有効であり、重要な観点から二点質問します

①タウンホール展示棚一般開放は、愛好家の作品発表の場として有意義であり、人材・作品発掘が期待できる。今後のさらなる展開はあるのか？
タウンホール展示棚、どうだん、資料館展示室等は町民の目に触れにくいと思うが、目に止まりやすい町民ギャラリーの設置はできないか？
②町民まつり文化部門はマンネリ感がある。変化ある企画、質の高い作品

の展示が必用と思うが、改善の余地はないか？タウンホール一般展示と町民まつりとの連携の企画が有効と考えるがいかがか？

A

【澤野教育課長】

はじめに、①「タウンホールロビーの展示ケース一般開放の今後の展開及び町民ギャラリーの設置」についてお答えいたします。

タウンホールロビーの展示ケースは、従来、サークル活動で製作された作品を三ヶ月ほどの期間を設けて展示していましたが、今年度から町民の方々からのご要望に応じて、展示ケースを一般開放し、個人等の作品を一定期間、順に展示できるようにしています。

おかげさまで、現在、展示希望者が多く、平成三十年七月中旬まで、六名、二団体が予約されている状況でございます。

今後、「順番待ちの解消を図る必要がある」ことが予測されますが、限られたスペースと展示期間を一定期間確保する必要があることから、これからの状況を見ながら今後の方策等を判断したいと考えています。また、さらなる展開につきましても、一般開放を今年度四月から始めたばかりですので、利用者や来場者の皆様のご意見をお聞きしながら、より良い活用ができるよう取り組んでいきたいと考えています。

次に、「町民ギャラリーの設置」についての質問でございますが、現在、教育委員会では、タウンホールと郷土資料館の既存二施設で、展示を行うっており、郷土資料館では、主に郷土の歴史的・文化的資料を常設コーナーとテーマを絞った企画展に分けて展示しています。また、タウンホールでは、展示ケースの一般開放のほか、自主サークル活動や保育園児等の作品を定

期的に展示しています。

なお、教育委員会が管理する施設ではございませんが、この他にも町の指定管理施設として管理を委託し、運営されています。「ふれあいサロン、うだん」と「道の駅半布里の郷とみか」の施設内においても写真等の展示が定期的に行われているところでございます。

「人の目につく場所に新たにギャラリーを設置できないか」とのご意見でございますが、ギャラリーの新設には、場所の確保と建設費等が必要となりますので、町民の皆様のご意見やご要望をお伺いしながら、今後の方向性を検討したいと思っております。

次に、②「町民まつりの文化部門にマンネリ感があり、変化ある企画と質の高い作品展示が必要と思うが、改善の余地はないか。」「タウンホールロビーの展示ケース一般開放と町民まつりとの連携の企画が有効ではない

か。」とのご質問とご意見にお答えいたします。

町民まつり文化部門の展示については、タウンホール二階のロビー及び小ホールにおいて、主に各種文化団体や公民館講座、家庭教育学級の皆さんの活動の成果の発表の場として、スペースを設けています。また、今年度は小ホールにおいて、公民館講座後の自主サークルの皆さんが、活動の成果をステージ発表できる場を開催する予定であります。

年間を通した通常のロビー展示も含めて、町民まつりにおける展示や発表については募集による応募により、ご参加していただいております。応募される方々は、それぞれの展示場所や期間、管理の方法など好みにあったものを選択されていると思いますので、今後もこのような選択は必要ではないかと考えています。また、このたびタウンホールロビーの展示ケー

ス一般開放と町民まつりとの連携の企画について、ご意見をいただきましたので、限られたスペースでどこまで皆さんのご要望にお応えできるか検討をさせていただきたいと思っております。いずれにしても、少しずつでも新しい変化ある企画を取り入れ、町民の皆様がよりいっそう文化活動に興味をもつていただけるような場を提供させていただくことが大切であると考えています。

Q 今後の国保料金の見通しについて

【梅村 和芳議員】



消費税を五〜八%に上げる時、その値上げ分は福祉目的税として使うと多くの国民は納得いたし

ました。ところが実際には、法人税引き下げによる穴埋めにも使われ、全てが福祉に充てられたようではなく、国民騙しと言われても仕方ないように思われます。消費税値上げ後に於いても、本

分に貫えるのかどうかも分からない年金の掛け金は年々上がり、介護保険料、健康保険料も上がるばかりで、特に年金額が徐々に引き下げられる中、介護保険料が天引きされる年金受給高齢者にとつては、益々生活が苦しくなっている状況です。安倍政権となって、防衛費だけが増え、消費税値上げにもかかわらず福祉は後退しているのが実情であり、もつと国民は怒っています。

さて、来年四月から国保の運営主体が市区町村から都道府県に移る変更に伴い、市区町村の三十五%は来年度、加入者が支払う保険料が上がると予想されていますが富加

町はどうなるのか、また、値上げになった場合は、国保加入者の負担を減らすべく手立てをお考えなのかどうか併せてお聞かせ願います。

A

【大竹住民課長】

平成三十年度からの国民健康保険制度は、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営と効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、一方市区町村は、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等のきめ細かい事業を引き続き担うことになり、市区町村と都道府県との共同運営となります。

町はどのように、引き続き交付される保険基金安定負担金等の市町村向けの公費に保険料を足して、納付することになりますか、現在、岐阜県では市町村ごとの被保険者数、所得水準、医療費水準等を反映した各市町村の納付金額の試算を行っており、九月中には試算結果が示されることになっております。この結果を踏まえて、県内の十七市町村の担当課長を代表者として組織されている「岐阜県国民健康保険対策改革検討会」等に於いて算定方法等を協議し、その後、県が組織する「岐阜県国民健康保険運営協議会」で決定され、平成三十一年一月に正式に通知される予定となっております。また、合わせて標準保険料率も算定し示されることになっておりますので、当面は、各市町村が標準保険料率を参考に、地域の実情に応じて独自に保険料率を設定することになります。

富加町の保険税は、県内四十二市町村中三十九番目の低い保険税で運営しておりますが、医療費が年々増加し、基金も底をつき、厳しい財政状況となったことから、平成二十七年に皆様のご理解のもと、平成三十年からの国保改革も見据えた引き上げを行いました。現在の収支は、厳しいながらも均衡がとれております。

そこで、ご質問の富加町の保険税率の見直しについてですが、現在の保険税率、医療費水準、所得水準を総合的に判断すると県内の平均的な水準にあり、また、平成三十年から追加の国費負担もあることから、富加町としては保険税率を引き上げなければならない状況にはならないと推測しております。なお、保険税率の引き上げが必要となった場合の被保険者の負担軽減については、基金も無い中一時的に基金に頼ることもできない状

況です。また、今回の国保改革では決算補てん等を目的とする一般会計繰入による赤字補てんを計画的・段階的に解消、削減することとなっていることから、一般会計からの繰入は難しいと考えますが、収納率の向上や保健事業等の医療費適正化に取り組むことで、負担軽減につなげていきたいと考えています。

今後、国保事業費納付金等の算定結果を踏まえ、町の国民健康保険運営協議会及び議会の皆さんにご意見を伺いながら保険税率を決定していきたいと考えています

Q 板津町政への私
なりの評価と要望

【梅村 和芳議員】

私は、二〇一二年の町長選挙で板津（現）町長に敗北を喫しました。板津町長とは、長く議員としてご一緒しましたが、ただ、その日本会議的な政治理念が私とは大きく

異なる故に、早くから名乗りを上げられたものの、それを黙認する事が出来ず、私は戦う事を決意したという経緯があります。その後の三年間の浪人、議員復帰を含めて板津町政を眺めさせて頂いていますが、日本会議的な政治理念は封印しながら、町民全体への奉仕者として業務に専念頂いているようであり、中々のものだと思直してもいる昨今で、あの町民の選択は正しかったと私なりに納得している現状です。特に子育て世代に対する配慮、マスコットキャラクター（ゆるキャラ）の「とみぱん」などは私の予想とは裏腹に、成功の一つにも上げられるかと思えます。それら全体が功をそうして、これといった特徴のない町でありながらも、人口減を食い止めているように感じています。

そこでもう一つ欲を言わして頂けば、子育て世代に対する支援だけでなく、高齢者に対する今一

歩進んだ支援策を考えて頂くと尚いっそう、「住んで良かった町づくり」に繋がると思います。国を含めて子育て世代支援は充実を図られているものの、高齢者にとっては益々生活しづらい世の中に変わってきており、かつての姥捨山をも想起させ、「長生きして良かった」と思える時代ではないようです。今は、「親の生活を看るのは子供の当然の義務」といった時代でもなく、余計に高齢者にとつては大変な時代にもなっています。具体的に、如何なる政策が今必要なのかは私にも良く分かりませんが、何らかの方策を喫緊の課題として、行政も位置づける必要があるかと思えます。今後の高齢者福祉の有りようを含めて、町長のご所見を承りたく思います。

A

【板津町長】

私にとって大変良い評

価をして頂き感謝申し上げます。梅村議員の過去の一般質問については、国政に関する件・憲法問題ついて・核に関する問題、そして富加町の施策全般に関する質問を頂いております。いずれの質問につきましても、どちらかというと、私の政治信条や町政運営に関して否定的な考え方の質問と感じていましたが、今回の質問では大変良い評価をして頂き、私としては少し戸惑う気持ちもありますが、ベテラン議員からの高い評価を頂いたと感じ、心から嬉しい気持ちを表明させて頂き、真摯に答弁させていただきます。

まず、最初にお断りしておきますが、日本会議的な政治理念を私が持っているかの様な表現をされてはいますが、私の町長としての信念は中道としか言いようがなく、町民の皆様と町益を第一に公平・平等を旨として町政運営に当たってきている

ことをご理解ください。高齢者福祉の施策については、この後担当課長から説明させて頂きますが、私は国の施策としては高齢者支援に金額ベースで多くを割いており、もう少し、明日の日本を担うであろう若者や子供達、そして、これから生まれてくる子供達の為の子育て支援策に充てるべきだと考えています。一方、富加町に於いては、子育て支援策と同様に高齢者支援も分け隔てなく実施してきており、小さな富加町ではありますが、現在県下最低の介護保険料の設定等、富加町の可能な限りの充実した高齢者福祉施策を展開しているつもりです。

A

【福田福祉保健課長】

高齢者福祉施策につきましては、これまでシニアクラブやシルバー人材センターに対する支援、介護予防拠点どうだんに

おける異世代交流事業、いきいきトレーニングクラブラザにおける介護予防運動、高齢者福祉タクシー利用料金の助成、高齢者世帯への見守りを兼ねた配食サービス、運転免許証自主返納支援などの事業に加えて、第六期介護保険計画における特別養護老人ホーム整備など様々な施策を展開してきてきたところです。

限られた予算の中で高齢者に対する福祉施策を充実していくことには限界がありますが、今議会でお願しております高齢者活動センターの利用方法拡充に関するご提案についても、その一環であることは申し上げるまでもありません。

また、現在、第七期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定作業を進めておりますが、その基礎資料として、高齢者の日常生活の実態や健康状態、介護保険制度に対する意見・要望等を把握するためのアンケート

調査を実施したところで、この中では、地域での見守り活動や外出支援の充実を求める方が多数ありました。こうした、高齢者のご意見にも十分耳を傾けながら、今後の高齢者福祉施策を検討して参りたいと考えているところです。

Q 町内グラウンドの管理について

【渡邊 圭太議員】



富加町にはスポーツができるグラウンドが半布ヶ丘公園・双葉中学校・富加小学校の三カ所にあります。これらグラウンドの管理はどのようになされているのかお伺いします。小中学校のグラウンドに関して言えば、先生方や学校サポーターの方が清掃作業をされ、PTAによる環境整備活動

がありすが、トラック周辺からグラウンド隅にかけて雑草が茂っているのが現状です。子供たちが気持ちよく活動するうえで、の支障をきたさない管理体制はとられているのでしょうか。

A

【澤野教育課長】

社会教育施設として設置した半布ヶ丘公園グラウンドと学校教育施設として設置している小学校のグラウンドでは、管理の方法が若干異なります。半布ヶ丘公園グラウンドは教育委員会事務局で直接管理し、小学校のグラウンドは学校の校庭の一部であり、児童の運動場として学校が管理しています。

半布ヶ丘グラウンドは、冬期にグラウンドの締めめに塩化マグネシウムを播き、春から夏にかけては、必要に応じて除草剤を散布するなど適正な管理に努めています。

ご承知のとおり、学校の運動場は児童が普段から体育の授業等で使用していることから、除草剤などの薬品を使つての管理は原則行つておらず、草引き等の日常の管理を教職員、スクールサポーターが行つています。

また、そのほか、学校の運動場を練習の場として活動されてみえますスポーツ少年団野球部の皆さんや、PTAの皆さんによる環境整備活動の中でも奉仕活動の一環として除草作業は、随時行われているところであり、このことにつきましては、大変ありがたいことですので、この場をお借りし感謝申し上げます。

このほど、渡邊議員からは、「子ども達が気持ちよく活動するうえで支障をきたさない管理はなされているか」との質問であります。管理主体である学校としては、校庭内隅々まで、除草等の管理がなかなか行き届かない場合が時にはござい

ます。とりわけ今年の夏は、例年より雨が多く、草が生える好条件が揃ったことから、特に除草作業が追いつかない状況であったと思われれます。

学校施設は可能な限り学校で管理することに変わりはないと思いますが、それでも行事等に支障をきたす恐れがある場合や、除草が追いつかない場合は、学校と連携を取る中で状況を見極め、予算の範囲内でシルバー人材センターに別途業務委託する等の対応をしています。

Q ドローンの活用

【渡邊 圭太議員】

様々な活用が可能なドローンですが、現在、富加町上空にドローンを飛ばそうとしたときに規制されることはあるのでしょうか。空撮用途に限らず、農薬散布などでの農業における活用、防犯・セキュリティ・災害時に活用、カラスやサル追い払いなど有害鳥獣対策

として活用するなど、今後、富加町においてもドローンを活用していく考えがあるのでしょうか。また、ドローンを活用したいと申し出があったとき、自治体としての窓口はあるのかお伺いします。

A

【河合総務課長】

ドローンの飛行に関する規制については、航空法による制限があり、空港等の周辺の上空の空域、人口が集中する地区の上空、高さ百五十m以上の空域となつており、これ以外の空域については飛行が可能とされております。

また、操作方法については、夜間の飛行、イベント関連の上空、危険物の輸送、人や車輛等からの距離が三十m未満にならないことなどの条件が整えば飛ばすことが出来ますし、操縦に関する免許制度もありませんので、ある程度の講習を受け

ば誰でも飛ばすことが出来ます。

富加町においては、空港や人口が集中する地区

がありませんが、町内全域で飛行は可能である

と思われる。現在、ドローンには各方面で幅広く

活用されており、近隣の市町村では既に導入され

て見えるところがあります。美濃加茂市では、土

砂災害を想定した訓練で、ドローンを活用し現場の

情報収集に使用されたと伺っております。

また、定住自立圏関連での研修会も開催され、

その中でドローンの紹介と飛行の実技があり、町

職員も参加して飛行の体験をさせて頂きました。

この取り組みはまだ検証段階であり、具体的な事業

化には至っていませんが、こうした取り組みを

活用していく必要があると思っております。

農業関連の対策につきましては、農業散布の他、鳥獣対策として、サルの生息調査やワナの見回り、

音によるカワウやサルの追い払いなど、様々な対策に活用されることが期待されております。

県においても、こうした鳥獣対策の研究会を本年度に立ち上げ、現場での

活用の可能性を検討されてみえます。

このドローンの活用に関する窓口としては、当

面は総務課が取りまとめることとなりますが、活

用状況においては対応する課は変わってくると思

われます。

いずれにしましても、今後は、県、近隣市町の

利用状況等を確認しながら、本町にとって有効的

に活用することができれば、導入に向けて検討していき

たいと考えています。



Q 小学校宮城研修について

【井戸 亨議員】



平成二十三年三月十一

日に起きた東日本大震災について「被害の様子や現状について知る。被災した時の人々の思いに触れる。命の大切さや人々の絆の深さを感じ、今後の自分の生活に生かす。」

を目的に、現在、富加小学校では「教育夢プラン特色ある教育活動推進事業」が行われています。

宮城県に実際に行き、一万五千八百九十四人の命

が奪われ、今なお二千五百六十二人の行方不明者がある実態を目で見、そして体験者から声を聞くことにより、教室の中の授業では得ることのできない勉強をしてきたこと

と思えます。しかし、富加小学校で

は英語教育の特区として文科省より認められ、三

十年度からは現在の英語教育の授業が、数時間さ

らに増えるとお聞きしています。カリキュラム編成上

のようにその時間を作られるのか。負担加重ではないかと危惧しております。

被災地の復興は道半ばではありますが、この研修を各自個人の課題として取り組んでいただき、一旦打ち切るとい

うことも考えられると思えますがいかがでしょうか。

富加小学校では、毎月十一日を絆の日と定め、自分や仲間のかげがえのない命の大切さ、人とのつながりの大切さを考え、学ぶための取り組みを続けています。

宮城研修は、絆学習の一環として「教育夢プラン特色ある教育活動推進事業」に組み入れ、平成

二十五年から六年生を対象に実施してまいりました。

被災地では復興が進み、現地での研修効果が期待

できないのではないかと、という懸念もありました

が、旧大川小学校と旧荒浜小学校が震災遺構として保存されており、今年

の研修でも十分にその目的が達成できましたので、来年度以降についても、教育委員会や学校のご意見も伺い、継続して実施

することとしたところであります。

しかし、ご質問のとおり、富加小学校では英語科を実施する教育課程特例校の指定を受け、二十

八年度から全学年で英語科を実施しておりますが、平成三十二年からの英語科本格実施に向け、来

年度からの二年間は移行期間として三年生以上は今より授業時間が増えて

参ります。このため、六年生においては増加する英語の授業時間を確保す

るため、宮城研修を教育課程の総合的な学習の時間から外すことといたしました。来年度は宮城研

修を学校休業日である夏休みの早い時期に希望制自由参加の事業として実施し、教育委員会事務局が主体的に関わる方向で調整しているところで

す。繰り返しになりますが、現地を訪れ、実際に地震により被災した方からお話を聞くと言うことは、自分自身や回りの人たちの命、絆の大切さ、思い

やりの心を育てる上でかけがえのない経験になりますので、十二月の保護

者懇談会で新六年生への説明を行い、理解を得ながら進めたいと思えます。

町内には現在十七の子供会があります。この子供会は地域の連帯を育て校外における様々な遊びを通し、子供たちの健やかな成長を目的としてい

Q 子供会キャンプについて

【井戸 亨議員】

ます。たくさんの方々が
あり、私は子供のころは
楽しみにしていました。
特に夏休みのキャンプは
その中でも一番の楽しみ
でした。友達と一緒にご
飯を炊いて、テントに寝
る。ただそれだけなのに
五十年近くたった今でも
印象深い思い出です。

今年、キャンプを実施
したのは十四子供会でし
た。少人数の子供会もあ
り実施していない会も
あったようです。十四子
供会のうち半布ヶ丘の教
育キャンプ場を使用した
のは六子供会、また、そ
のうちキャンプ場で宿泊
した会は、三子供会に過
ぎませんでした。「飯盒炊
飯・キャンプファイヤー・
プールの後集会場に帰っ
て宿泊した。」という会
もありました。

「キャンプを実施しな
かった。キャンプ場を使
用しなかった。キャンプ
場で宿泊しなかった。」
それぞれ子供会の事情が
あると思いますが、この
事情を把握して一つでも

多くの子供会がキャンプ
を実施できるようにする
べきと考えますが、お考
えをお聞きます。

A

【澤野教育課長】

井戸議員のご記憶のと
おり、町の子ども会行事
の中にキャンプを取り入
れた活動は、約五十年ほ
ど前から続く、富加町子
ども会の特色ある活動で
あります。

はじまった当初、単位
子ども会のキャンプは、
地元の空き地や東公民館
グラウンドなどで行われ
ていましたが、町は当時
の子ども会のニーズに応
え、平成四年七月に半
布ヶ丘教育キャンプ場を
建設いたしました。

以降、リーダーキャン
プをはじめ各単位子ども
会のキャンプ場として利
用がなされてきたところ
でございます。

ご指摘のとおり、この
キャンプ場を利用する単
位子ども会が、建設当時

から比べますと減少傾向
にあります。

近年の減少要因としま
しては、「夏場のゲリラ
豪雨等を心配し、キャン
プは実施するが、集会場
を使って宿泊する。」「子
ども会員の減少により、
キャンプを実施しない。」
「保護者の方のお仕事な
どの都合により、キャン
プの実施日がどうしても
土曜日から日曜日に限ら
れてしまう。」等の事情
が考えられます。

また、昨今では、レジャー
等が多様化するなど子供
会を取り巻く環境が建設
当時と比べ変化してきて
います。

子ども会活動における
キャンプ体験は、子ども
たちの「自主性」「協調
性」「社会性」を育むこ
とに加え、災害等の発生
に備えた「生きる力」を
学ぶことができる大切な
場でもあります。

教育委員会といたしま
しても、これからのキャ
ンプの継続につきまして、
子ども会の自主性を尊重

しながら、子ども会キャ
ンプの在り方や半布ヶ丘
教育キャンプ場の利用等
について、青少年育成推
進指導員等の皆様のご意
見を伺いながら、考えて
いきたいと思っております。

Q 庁舎内分煙に
ついて

【井戸 亨議員】

喫煙家にとってタバコ
が吸えないほどつらいも
のではないそう。一方
吸わない人は、いわゆる
受動喫煙で他人の煙を吸
わされるほど嫌なもの
ありません。

また、二〇二〇年に行
われる東京オリンピック
ク・パラリンピックに向
けて厚生労働省では、た
ばこの全面禁止を原則と
する初の制度案をまとめ
ています。タバコを吸わ
ない人が、喫煙者の煙に
さらされる受動喫煙を防
ぐため、近年の五輪開催
地都市はすべて罰則付き
の対策を講じている。こ
の案はまだ流動的ではあ

るが大きな論争がありそ
うです。

そこで、富加町の庁舎
でも職員の喫煙者、また、
来庁者の為にもそして嫌
煙家の為にも、他の人に
迷惑をかけず喫煙できる
排煙装置のある喫煙ルー
ムを作るべきと考えます。
お考えをお聞きます。

A

【板津町長】

町での対策としては、
庁舎をはじめ、タウン
ホール、海洋センター、
各地区公民館等の施設で
は、施設内の事務室及び
会議室等については、完
全禁煙にしておりますし、
タウンホールと海洋セン
ターにつきましては、屋
外に喫煙スペースを設け、
利用の方に対し分煙対
策を行っております。

役場庁舎におきまして
は、平成二十四年度に町
民の意見や議会のご理解
により、職員用の喫煙所
として、西通用口の屋外
を改造して設けておりま

す。以前は二階のベラン
ダも喫煙所として使用し
ておりましたが、二階の
ロビーは子育てに関する
各種の相談が出来るス
ペースにしており、この
場所は喫煙所と近接して
おりましたので、今年四
月に廃止した次第であり
ます。

また、来庁される方々
については、玄関前に灰
皿を設置し、施設内に入
る前に消すことが出来る
ようにしており、その旨
の掲示もおこなっており、
現在では庁舎内全面禁煙
の取り扱いを実施してい
るところです。

その中でも一部の部屋
に於いての利用の判断は
議会にお任せしてきてお
ります。議会開会中の限
定的利用となっているこ
とや、利用者が少なく、
尚かつ一般市民の立ち入
りが極めて少ない事から
現在に至っていると考え
ています。あくまで議会
にお任せして議会の判断
での運用となっております
が、今後は職員の利用は

控える方向で対応してゆきたいと考えています。

今、日本全域で分煙が浸透しており、地域によっては路上での喫煙が制限されており、理性ある愛煙家にとっては厳しい現状になっており、自身の狭い環境になつていきます。庁舎内及びその他の町の施設内においては、議員のご指摘の受動喫煙は存在しない状態と同等の環境にあると認識しておりますので、議員からご提案して頂いた喫煙ルームのこれ以上の設置につきましては、現在のところ考えておりません。政府は東京オリンピックの開催を二〇二〇年に控え、公共の場所を原則禁煙とした本格的な受動喫煙対策の導入を検討しています。

現在、日本に於ける受動喫煙防止対策としては、厚生労働省が平成十五年に健康増進法及び労働安全衛生法の中で受動喫煙防止対策を努力義務とされて以来約十四年が経過

し、これらの取り組みでは限界にきているとの認識のもと、東京オリンピックを契機に「たばこのないオリンピック」の実現に向けて、本年六月には世界基準に合わせた罰則を伴う法規制として通称・受動喫煙防止法案(健康増進法改正案)の国会提出を目指していたところですが、規制慎重論者との合意が出来ずに見送りとなりました。

こういった状況の中、この法案については現在の内容より厳しい形で近い将来可決決定されることは間違いなく、富加町としても、今まで以上に形のある、目に見えるものとして取り組みを進めてゆかなければなりません。

現在その取り組みの一つとして「富加町公共施設に於ける受動喫煙防止対策ガイドライン」の作成の準備をしており、その他必要な作業を含め「富加町受動喫煙防止宣言」まで踏み込み富加町

挙げての取り組みが出来ないか検討しているところですが、

今回の質問を契機に喫煙家であり、愛煙家の私と致しましても受動喫煙防止対策について自身身の健康管理と自ら範を示すという意味も含め、今議会をもって私の「禁煙宣言」をさせて頂きます。

梅村 登次議員

基金のしくみ



梅村 登次議員

基金についてお尋ねします。

①ジャスタタウン滝田の土地売買代金は、「まち・ひと・しごと創生基金」

としてその使い道は項目事に繰り出すことにより使用目的、金額が明確になると理解していますが、平成二十九年度予算では、一般会計へ千六百五十万

円が繰入金として予算化されているだけで使われる実際の事業は全く分かりません。そこで具体的な事業とそれぞれの予算をお答え願います。又、現在「まち・ひと・しごと創生基金」にはいくらの基金があり、その基金全体の事業計画はどうお考えか併せてお答え願います。

②教育施設整備基金には二万三千元ながしかの金額が基金となつているのも不思議ですが、そろそろ小学校建て替えなどの積み立てが基金として必要ではありませんか？今後の教育施設整備基金の計画をお答え願います。

現在の基金の総額につきましては、二十八年度決算で七千四百八十四万円となつております。この基金につきましては、総合的に判断した上で適切な事業に配分することで、富加町の更なる活性化に繋がると考えておりますので、継続していく事業もありますが、それ以外の事業についても議員各位のご意見を聞きながら活用して行きたいと考えております。

①「まち・ひと・しごと創生基金の充当及び全体計画」についてお答えします。

A

【河合総務課長】

六百五十万円の用途につきましては、町内に住宅を建築された方を対象とした定住促進奨励金に七十四万円、移住定住推進事業に二百五十万四千円、結婚支援事業に百八十万三千円、空き家対策事業に三百四十九万三千円、入学祝い金支給事業に百三十万円の五つの事業になっております。

現在の基金の総額につきましては、二十八年度決算で七千四百八十四万円となつております。この基金につきましては、総合的に判断した上で適切な事業に配分することで、富加町の更なる活性化に繋がると考えておりますので、継続していく事業もありますが、それ以外の事業についても議員各位のご意見を聞きながら活用して行きたいと考えております。

②「教育施設整備基金への積み立て」についてお答えいたします。

教育施設整備基金について

耐震化の事業に充当しており、残高は極めて少額になっております。こうした現状につきましては、概ね教育施設の改修工事が完了を向かえて来ましたので、基金への積み立ては行って来ませんでした。

ますが、歳出がある程度抑えることが出来れば、多少の余剰金が見込まれますので、各事業の優先度を見極めながら積み立てを検討したいと考えております

Q ジャストタウン羽生について

【梅村 登次議員】

ジャストタウン羽生の分譲事業についてお尋ねします。

広報とみか八月号にジャストタウン羽生の分譲が六区画、十月申し込み受付開始予定と掲載され、八月二十三日の富加町ホームページには申し込みの内容が掲載されました。この分譲の土地は国道四一八号線バイパスにかかるとして購入され、購入価格は土地価格の高騰の時の為現在の価格よりかなり高く購入されていると聞いております。おそらく収支は合わないかと推測されます。この現状を町民の皆様

に知っていただくためにお尋ねします。

- ①分譲事業の収支をお聞かせください。
- ②売買代金合計の四千五百三万円はジャストタウン滝田と同様に「まち・ひと・しごと創生基金」で事業展開されるのでしょうか？行政の会計は単年度決算ですので事業の収支が赤字でもこの四千五百三万円は全額歳入となりますがどの様に展開されるのでしょうか？

A

【板津町長】

ジャストタウン羽生の分譲事業の経緯につきましては、議員もご承知のとおり、国道四一八号バイパスの建設に伴う代替

地として取得したもので、道路の拡幅により、家屋の移転を余儀なくされた方々に対し、取得した区画を提供する予定にしておりますが、交渉途中に別の物件を探された方もあり、全ての区画を売却することができず、これ以上放置しておくことは許されない状況であると思っております。

私は議員時代に国道四一八号バイパス事業の推進には、代替地の確保が住民の理解と、早期の開始には不可欠と考え、町の当時の方針には賛成の立場で、議員として全力で事業推進に協力してきましたところですが、個人的にも当時の代替地の処分が終了してこそ、真の国道四一八号事業の終了と考

えます。

今回の分譲につきましては、ジャストタウン滝田と同様に、長期間塩漬けとなっている町有地の有効利用を図るため、一般公募により売却するものであります。

①「分譲事業の収支について」お答えいたします。

土地の売却については、その時々土地の評価を行い、売買価格を算定しておりますので、国道建設当時の価格と現在の価格に違いが生じます。建設当時と見ると土地の価格は下がっておりますので、当然なことではあります。購入した価格より安い価格での売却になります。

②「売買代金はまち・ひと・しごと創生基金として事業展開されるか」についてお答えいたします。ジャストタウン滝田の場合と同様に、まち・ひと・しごと創生基金に積み立てたいと考えております。この基金は富加町の総合戦略に掲げる事業を優先して行うものであり、富加町の人口増対策を図る上でも重要な政策の一つであると考えております。

ジャストタウン羽生の売買代金は、あくまでも「まち・ひと・しごと創

生基金」に積み立て、移住定住施策に充当して行くことが重要であると考

えています。議員も述べてみえますが、こうした事業はその時点では成果を生むことが無くても、将来的には町の活性化に

繋がって行くものと信じております。

いずれにしましても、最重要課題でもある人口増対策の事業については、継続的に取り組む必要があります。

**総務産建常任委員会
文教厚生常任委員会
合同視察研修報告**

報告者：

文教厚生常任委員会

委員長 渡邊圭太

日程：平成二十九年

七月二十四日(月)

七月二十五日(火)

視察先：

一、和歌山県岩出市

藤本食品(株)

二、和歌山県日高郡

印南町

視察項目：

一、藤本食品(株)本社・工場視察

二、印南町の定住・移住施策について

参加者：

総務産建常任委員会

川崎伸泰／梅村登次

佐曾利敏

文教厚生常任委員会

渡邊圭太／木村康夫

井戸亨／梅村和芳

帯同職員：

河合総務課長／澤野教

育課長／山田議事事務局長



今回の視察研修は常任委員会合同視察研修として議員全員で視察研修を行いました。初日は、平成三十年四月に滝田工業団地B区画において操業を開始する藤本食品㈱(本社・和歌山県)の本社・工場を視察しました。藤本食品は総従業員数二千二百二十名で西日本を中心にスーパー向けの総菜製造などを手がけており、新設される富加工場では今後三百五十人ほどの雇用が生まれるとのこととです。約千六百坪の工場に定時百数十人の従業員が働いている状態になり、一日当たりの生産能力七万食と見込まれ、その規模の大きさを窺うことができません。事業紹介・富加工場の詳細説明を伺った後、食品会社にとって一番大切なことである食の安全・安心に関する藤本食品㈱の企業理念を聞きました。全てはお客様のために、衛生管理・品質管理の改善・向上に日々取り組んでいる



それで、富加工場においても高品質な商品作りに努めて欲しいと思います。本社における視察終了後お昼ごはんは、和歌山工場で生産しているお弁当をごちそうになりました。工場長が自信を持って提供して頂いたお弁当はとてもボリュームがあり、値段を聞いてその安さに二度びっくりしました。

午後からは工場を視察しました。全身真っ白な工場内用白衣に身を包み、製造過程を拝見しました。和歌山工場は富加工場とほぼ同じ規模ということ



で一日当たりの生産能力が七万食という規模を知ることができ、その規模に対して富加町が、富加町の農家の方が何ができるかを議員一同考えさせられました。一通り工場内を拝見した後、工場外を視察しました。食品を扱う上で外に漏れる臭い、使用した大量の水の処理、荷積みや搬送のためのトラックの騒音などに対してどのような対策をとっているのかを確認しました。富加工場においても工場周辺住民の方への配慮を徹底して頂きたいです。

二日目は和歌山県日高郡印南町(人口八千六十七人、二千九百十九世帯)を訪ねました。これからの人口減少は深刻な問題で、そのための対策・施策を進めていかなければいけません。持続可能なまちづくりを進めるうえで、印南町にて行われている事業を参考にすべく、今回の研修になりました。地方創生関連事業では、大学連携によるまちづくり事業、若者あふれる郷への架け橋事業の説明を受けました。その中で、町の魅力発信として若者の目から見た町の魅力を発掘するため、移住推進のパンフレットや町の魅力発信動画を作成している。この動画が良くてきており、ドローンを使ってまちをより魅力的に見せています。そしてその動画をインターネット配信し積極的に情報発信をしています。空き家バンク事業では制度の概要や実績を説明して頂きました。平成二十年

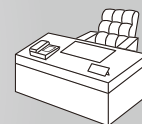
からのこの九年で、空き家登録件数合計四十七件、利用希望者合計百七十八人、賃貸十七件、売買五件の成果があるとのこととです。富加町におけるこの事業はまだ始まったばかりで、とても参考になると感じました。定住のために仕事をどうするか、商工会のネットワークとのパイプを町が担う必要があると思います。働き方は多々あり、空き家バンクを通じて移住定住を進めていければと思います。

それをそのまま富加町で行おうとしても難しく思えます。しかし、子育て世代が他の市町村に流れないようにすることが大切だと考えると、切れ目ない福祉施策が大事であり、そのために富加町においても子ども医療費補助制度を充実させていきたいです。

子ども医療費助成に関しても伺いました。医療費無料の助成制度において、富加町では対象年齢が中学生(満十五歳)までですが、印南町では高校生(満十八歳)までなのです。一般財源では町民負担が多くなってしまうので、基金を再編して財政を転換したとのことですが、



議 会 の 動 き



【7月】

- 2日 町ソフトバレーボール大会
 10日 可茂町村監査委員研修協議会総会
 11日 全員協議会
 12日 東海環状自動車道建設促進協議会総会
 13日 国道418号整備促進期成同盟会定期総会
 19日 第3回臨時会
 関金山線・上之保下袋坂線改良促進期成同盟会総会
 津保川改修促進協議会総会
 20日 例月現金出納検査
 24日 常任委員会合同視察研修
 25日 〃
 28日 富加七宗線促進期成同盟会総会
 29日 センチュリー21夏祭り
 30日 ラジオ体操会
 31日 美濃加茂和良線建設整備促進期成同盟会

【8月】

- 1日～9日 平成28年度一般会計・特別会計等決算審査・健全化判断比率等審査
 3日 富加町総合戦略審議会
 可茂地域一部事務組合議会臨時会

- 6日 坂井杯争奪中濃地区剣道大会
 16日 議会運営委員会
 18日 岐阜県町村議長会理事会・評議員会
 19日 叙勲祝賀会
 21日 例月現金出納検査
 23日 岐阜県国民健康保険運営協議会
 30日 中学校組合議会臨時会

【9月】

- 3日 町ソフトボール大会
 7日 議会運営委員会
 12日～20日 第4回定例会
 15日 総務産業建設常任委員会
 18日 町敬老会
 19日 双葉中学校体育祭
 文教厚生常任委員会
 21日 加茂郡教育振興協議会
 例月現金出納検査
 23日 富加小学校運動会
 27日 坂祝町・富加町議会議員交流会
 30日 ぎふ清流レクリエーションフェスティバル町交通安全大会

編集後記

まず、七月に逝去された河合議員に感謝を送るとともに冥福をお祈りします。

世界では、正恩がやりたい放題、一体どうなるのか？先の見えない不安が募り、国際政治が試されています。

国内では、夏後半の豪雨は全国に被害をもたらし、高度な危機管理の必要性を痛感しています。さて、九月議会は蒸し暑い秋雨の日に始まり、北朝鮮のミサイル通過、台風一八号襲来、秋晴れでの閉会と第2四半期を凝縮したような会期でした。議案の中心は平成二十八年度会計決算です。一般会計は当初予算では貯蓄を取り崩していました。特別会計は黒字となり収支は大きく改善されました。特別会計も含め至って健全に運営されていると判断できます。結果、基金への積立が千六百万円なされました。他の議案も含め慎重審議の上、全員賛成で可決しております。また、災害現場、町単工事申請現場や史跡発掘現場など現地視察を行い多くの課題を議論審議し、より良い町づくりの為に努力しております。町民のみならず、日頃からの協力、ご支援に感謝すると共に、更なるご支援をよろしく願います。そして、議会にご期待下さい。

余談ですが、会期中に町長が禁煙を宣言されました。経過を見守りたいと思います。

(文責 木村 康夫)

■議会広報編集委員会

委員 木村 康夫
 委員 梅村 登次

